

町田市マンション管理適正化支援法人の登録に関する審査基準

【根拠法令】

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項第3号

【標準処理期間】 30日 【登録の期限】 登録から5年後の年度末までとする。

【審査基準】

市長は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項に基づくマンション管理適正化支援法人の登録に関し、次の各号のいずれにも適合していると認める場合は登録するものとする。

- 1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号に掲げる業務（以下「5条の4業務」という。）について、町田市が実施することが困難であると認められること。
- 2 町田市とマンション管理適正化の協定を締結し、5条の4業務相当の業務を行っている法人であること。
- 3 申請の内容が町田市マンション管理適正化推進計画に適合するものであること。
- 4 実施しようとする5条の4業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制及び人員体制を有し、かつ、健全な財務状況にあると認められること。
- 5 町田市内に本店又は支店若しくは営業拠点を有すること。
- 6 町田市暴力団排除条例（平成25年3月町田市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ、これと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 7 市税を滞納していないこと。